

第59号議案

蒲郡市市税条例の一部改正について

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年9月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

蒲郡市市税条例(昭和29年蒲郡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第37条第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)」を加える。

第49条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の

所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

第50条の4第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第50条の5第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第57条第2項第1号、第58条の2第1項第1号及び第59条の2第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第76条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第76条の2第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改める。

第118条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第142条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第5条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号及び第7項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の蒲郡市市税条例(以下「新条例」という。)第49条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

2 新条例第37条第8項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第37条第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の蒲郡市市税条例(以下「旧条例」という。)第37条第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第50条の4第1項第1号、第50条の5第1項第1号及び第2項第1号、第57条第2項第1号、第58条の2第1項第1号並びに第59条の2第1号並びに附則第5条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号及び第7項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第50条の4第1項並びに第50条の5第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第57条第2項に規定する申請書又は新条例第58条の2第1項及び第59条の2並びに附則第5条の3各項に規定する申告

書について適用し、同日前に提出した旧条例第50条の4第1項並びに第50条の5第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第57条第2項に規定する申請書又は旧条例第58条の2第1項及び第59条の2並びに附則第5条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第76条第2項第2号及び第76条の2第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する新条例第76条第2項並びに第76条の2第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第76条第2項並びに第76条の2第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第5条 新条例第118条の3第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第118条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第6条 新条例第142条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第142条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第142条の規定による申告については、なお従前の例による。